

2017.05.27

環境緑化法

最近のランドスケープ変容と文化庁の文化財指定、  
風致地区など都市計画制度との関係

和歌山大学 システム工学部 環境システム学科  
60194005 上嶋今日子

目次

1. 養翠園の概要
2. 養翠園の年表
3. 養翠園周辺の法規制
  - (1)風致地区について
  - (2)用途地域について
  - (3)都市計画地域について
  - (4)観察結果
  - (5)周辺景観の課題
4. 養翠園の文化財指定
  - (1)文化財指定とは
  - (2)文化財指定に至った経緯
  - (3)文化財にかかる制限
  - (4)園内文化財保護について
5. 考察, 感想
6. 参考文献

## 1. 養翠園の概要

養翠園は、和歌山県和歌山市西浜に所在する国指定名勝の池泉回遊式日本庭園である。紀州徳川家第十代藩主の徳川治宝が造営した大名庭園である。また、養翠園庭園は和歌山湾沿いの立地を利用して海水を引き込んだ「汐入り」の池が特徴となっており、背後に臨む天神山と章魚頭姿山が借景とされている。(1)



写真－養翠園内の池の様子

## 2. 養翠園の年表

表 1－養翠園についての主な出来事

西暦	出来事
1933年	徳川頼貞氏は水軒御用地を藤井順氏へ売却し、藤井氏は別邸として使用する。
1947年 9月	県歴史蹟名勝天然記念物調査會は、水軒御用地を「史蹟」に指定して保存顕彰するように可決される。
1947年 12月	県農地月会は自作農創設特別措置法により全地域（16436坪）の約3分の2を買収する旨を藤井家へ通達する。
1948年	農地買収令書によって買収され、現在の「養翠園」の地積（6827坪）になる。
1950年	この頃、和歌山県知事・和歌山市長により養翠園の一般公開を勧められる。
1954年	管理事務所を建築する。
1955年	物置・便所を建築する。

1955年	養翠園保存協会を設立して庭園を一般公開する。
1955年	養翠亭を資本として藤井有限会社を設立する。
1958年	和歌山県文化財保護条例に基づき「名勝 紀藩水軒御用地」として指定される。
1961年	第二室戸台風で樹木等に多大の被害を蒙る。
1963年 2月	預かり長屋を復元。
1963年	天神山が和歌山港の埋め立て土砂の採取地となり崩される。
1970年 11月	藤井有限会社を改組し、木石を追加資本として株式会社養翠園を設立する。
1975年	松枯れ被害が出始める。
1977年	藤井家住宅を敷地内に建築する。
1984年	文化財保護審議会が文化庁に対し養翠園を「名勝」に指定するように答申する。
1989年	文化財保護法第69条第1項の規定により、「名勝 養翠園」に指定される。 (文部省告示第169号)
2013年 3月	養翠園の一部が名勝に追加指定される。

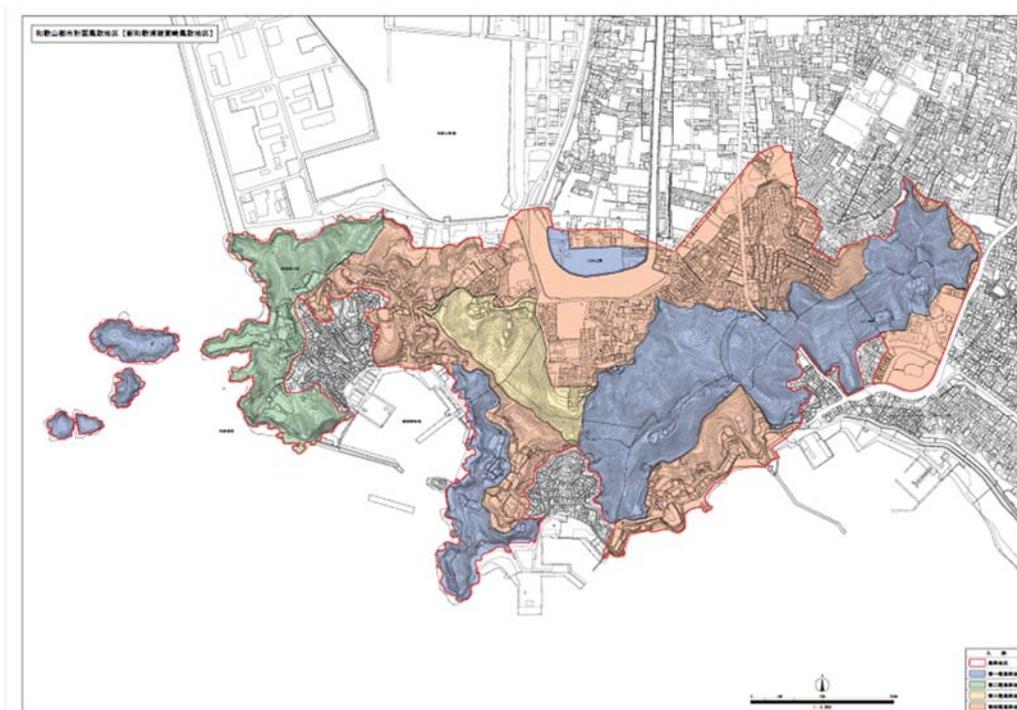
… (2)

### 3. 養翠園周辺の法規制

#### (1) 風致地区について

表2－風致地区の種別及び規制内容

風致地区の種別	高さ	建蔽率	外壁から道路の境界線までの距離	外壁から敷地の境界線までの距離	緑化率
第一種風致地区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	10分の4
第二種風致地区	10メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3
第三種風致地区	12メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3
第四種風致地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2



和歌山市内風致地区図

- ・ 青色部分…第一種風致地区
- ・ 緑色部分…第二種風致地区
- ・ 黄色部分…第三種風致地区
- ・ 赤色部分…第四種風致地区

庭園の周辺地域は、都市の自然を維持するために設けられた風致地区に指定され、一定の規制がかけられている。新和歌浦雑賀崎地区内は養翠園、章魚頭姿山、天神山が第一種風致地区に設定されており、これは章魚頭姿山や天神山が養翠園の借景として用いられるためであると考えられる。

また、養翠園の敷地内は第一種風致地区に設定されているが、山裾や庭園に隣接する区域は第四種風致地区に設定されており、段階を踏み規制が緩くなるのではなく、急に規制が緩くなっている。

以前、養翠園周辺にて第一種風致地区に設定されている地域であるにもかかわらず、土砂の回収を行うことが認められる事例があった。そしてその後、その土地に住宅が立ち並ぶこととなった。養翠園の景観に関して、少なからず悪影響を与える結果となった。

## (2)都市計画地域について

表3のように、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分され、市街化区域はさらに用途地域による制限を受ける。

表3－都市計画の区別区分と用途地域

都市計画	区別区分	用途地域
都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域
		第二種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
		第一種住居地域
		第二種住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域
		工業専用地域
	市街化調整区域	定めない

… (3)

- ・養翠園は市街化区域で、庭園内は第二種低層住宅専用地域に指定されている。
- ・養翠園の周辺は第一種中高層住宅専用地域に指定されており、住宅のほかに学校や病院などの公共施設、または2階建て以下の店舗に用途制限されている。また、火薬やガスなどの危険物の貯蔵庫なども制限されている。
- ・天神山は第一種低層住居専用地域に指定されており、山裾から中腹にかけて住宅が立ち並んでいる。庭園内からもその様子が確認できる。
- ・養翠園南側の章魚頭姿山は市街化調整区域に指定されており、開発や建築が抑制されているため、優れた自然環境が守られている。
- ・養翠園や水軒堤防は都市計画公園・緑地に指定されている。

このように、養翠園からの景観を保護するために、様々な制限が設けられている。しかし、庭園内の随所より天神山方面に周辺建物の屋根が見えてしまうことが景観上の課題としてあげられる。(2)

#### (4)観察結果



写真1 御座の間からの風景



写真2 水軒大橋からの風景

御座の間は、殿様の御座所となる部屋で庭園全体を見渡せる最向処に位置している。中でも写真1は御座の間から天神山が伺える様子である。天神山の山裾から中腹にかけて住宅が立ち並ぶ様子を確認することができた。

写真2は養翠園の北西に位置する水軒大橋から天神山を臨んだ様子である。御座の間からの風景だけでは確認できなかった住宅が多く見られた。

敷地北側に面する路地から撮影したものが次の写真3である。背の高い木々によって周囲と区切られていることがわかった。これらは養翠園の外周に一環設けられているものであり、写真4の空中写真や空中写真に高さを表す指標を投影した写真5からも確認することができる。養翠園からの景色に周辺の住宅が入り込むのを防ぐためだと考えられる。



写真3－北側路地からの風景



写真4－空中写真

また、写真5を見てみると、養翠園外周の木々と同じく高さの高い建築物が敷地の北側に存在する。現地調査の結果、これはサービス付高齢者住宅であることがわかった。北側であるために、庭園内からの景色に直接的な影響が及んでいるとは言い難いが、建築物の上層階からの眺望には養翠園も含まれ、大変良いものであると思われる。

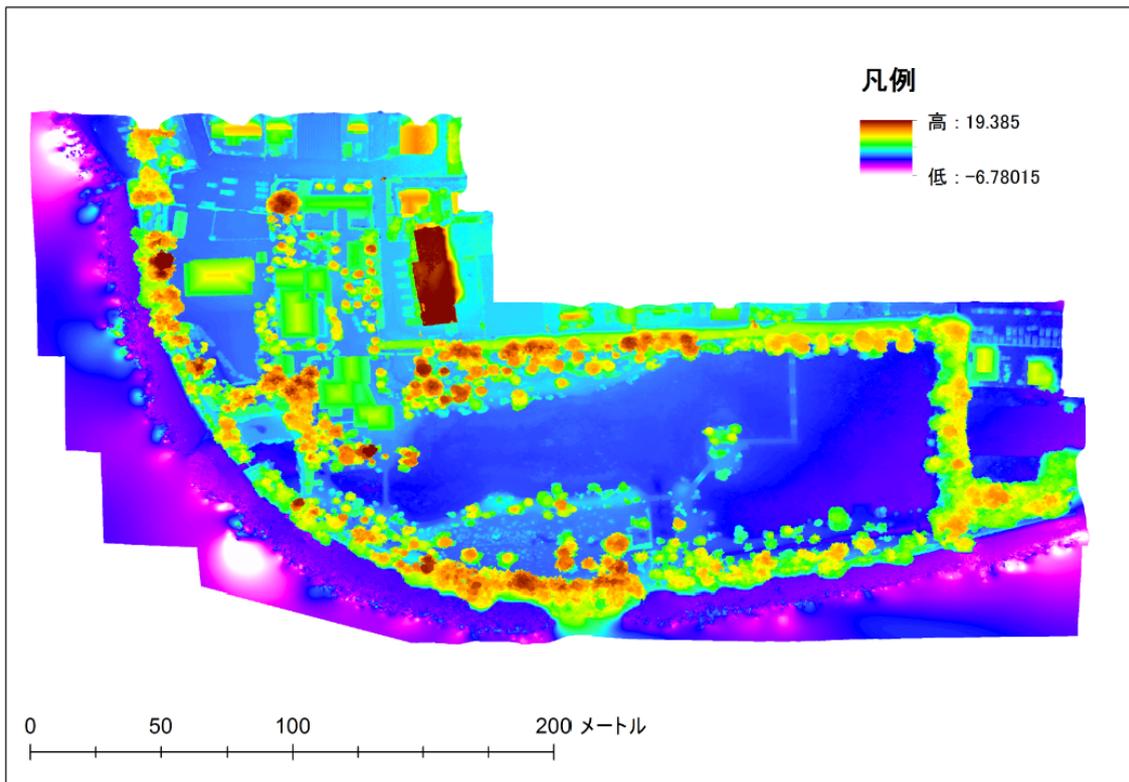


写真5

##### (5) 周辺景観の課題

周辺景観の課題として、養翠亭の南東に眺められる章魚頭姿山（写真6）について、市街化調整区域に指定されているが、天神山は今後も市街化が進行することが懸念されている。庭園の北部に計画されている南港和歌浦口線は、庭園へのアクセス方法として利便性が向上するものの、沿道の開発による景観上の問題が発生する可能性は否めない。

また、雑賀崎や田野、和歌浦地区に位置する和歌の浦は平成25年3月に景観重点地区に指定され、建物の新築や外観の色彩変更等の行為に届出が必要となるなど、景観に配慮した取り組みが進められている。しかし、養翠園からの眺望に関わる天神山の北西側や章魚頭姿山の北側はその区域に含まれていないのが実情である。



写真6－章魚頭姿山の様子（空中写真）

#### 4. 養翠園の文化財指定

##### (1) 文化財指定とは

養翠園は特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物に指定されている。

- ・ 史跡：指定された遺跡類のうち日本の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの。
- ・ 特別史跡：史跡のうち学術上の価値が得に高く、国文化の象徴であるもの。
- ・ 名勝：優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。
- ・ 特別名勝：名勝のうち価値が特に高いもの。
- ・ 天然記念物：動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、日本の自然を記念するもの。

(4)

##### (2) 文化財指定に至る経緯とその後

養翠園は庭園建築とともに旧態を遺存、江戸時代末期の大名庭園の態様を知る上で貴重であると評価され、名勝指定された。指定範囲は池泉及び養翠亭、桃畑跡等に加え、潮入式の給排水施設を保護する観点から、大浦港の水域が含まれることとなった。また、庭園北西部の高燈籠と八千代亭跡、湊御殿北側の駐車場を含む区域を一体的に保護するために追

加指定された。

養翠園は周辺文化財との連携も行っている。史跡和歌山城、名勝和歌の浦、県指定史跡水軒堤防、県指定史跡雑賀崎台場等、養翠園周辺には文化財が多く点在している。和歌山城や和歌の浦では保存整備が進められ、水軒堤防でも史跡を活かした公園化が計画されている他、民間保護団体による清掃・整備活動も活発に行われている。また、観光面でも周辺文化財と連携した巡覧ルートが考えられている。これらの文化財及びその保護活動と連携することにより養翠園の積極的な活用を図っていく必要があると考えられている。(2

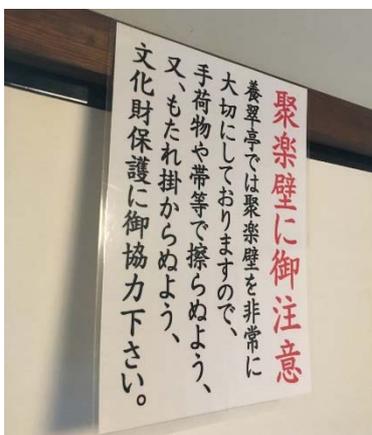
### (3) 文化財にかかる制限

史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合の現状変更などは適用除外である。

また、文化庁長官は、史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）の保存のため、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。(5

### (4) 園内文化財保護について

養翠亭では、「聚楽壁」という京都西陣から産出される伝統的な土壁が至るところに存在する。土壁であり、何かと接触するとはがれ落ちやすい。しかし、聚楽壁も文化財を構成する大切なものであるため、下の写真7にあるように亭内には注意書きが貼られており、訪問客にも文化財保護を呼びかけるための工夫がなされている。



← 写真7

## 5. 考察, 感想

最近のランドスケープ変容と文化庁の文化財指定、風致地区など都市計画制度との関係について、調査を行った。実際に訪問してみて景観の問題が懸念されている、そして重要な問題とされていることが身に染みて感じられた。園主の藤井様からもお話があったように、様々な規制を設けることによって景観の保護をするということも欠かすことはできないが、和歌山県内の後樂園に設定されているような斜線規制も合理的な方法の1つではないか、と私も考える。行政との関わり方も、これから先さらに考えられるように感じた。

自然の文化財であり、歴史のある文化財であり、藤井様のお話を伺う中で維持保全管理の苦勞を知った。園内の景観は素晴らしく、テレビで取り上げられたり、県外からの観光客も多く訪れる場所となっている。養翠園だけでなく、他の文化財へ触れる機会があれば、今回学んだことにも気にかけてほしいと思った。

## 6. 参考文献

- (1) <http://www2.odn.ne.jp/cap99810>
- (2) 名勝養翠園保存管理計画書
- (3) <http://souzoku.taskman.co.jp/lineup/realestate/connected-lows/city-plan/>
- (4) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19510510001/k19510510001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19510510001/k19510510001.html)
- (5) <http://land-21.com/pdf/hosoku20.pdf>